

特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金

特別高圧電力の価格高騰の影響を受けている県内事業者に対し、電気代高騰分の一部を支援します。

申請期間: 令和5年6月26日(月) ~ 令和5年8月31日(木) 必着

補助額

予算に限りがあることから、支援単価が下がることもあります。

令和5年4月から9月までの電気代
使用料

(kWh)

× 1.8 円

(但し9月分は 0.9 円)

上限金額 5 千万円

(例) 令和5年4月から8月の電気使用量合計が 1千万 kWh、
9月の電気使用量が 2百万 kWh の事業所の場合

10,000,000kwh × 1.8 円

+ 2,000,000kwh × 0.9 円 = 補助額 19.6 百万円

対象事業者

建設業、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)に該当し、特別高圧電力を受電している県内事業所(公共施設分や住宅分を除く)

申請方法

右記 QR コードから申請書をダウンロードし、
下記問い合わせ先に郵送で提出ください。



~ 制度・申請に関するお問い合わせ先 ~

長崎県 産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 095-895-2614